

平成 30 年 5 月

読者各位

株式会社日本法令

## 社労士Ⅴ 30 年受験 条文順過去問題集〔労働科目編〕

法改正による記述の変更と誤植による訂正箇所をお知らせいたします。

誤植については、謹んでお詫び申し上げます。

これに伴い、本書の記述を下記のように改めてください。

### 【労働基準法】

なし

### 【労働安全衛生法】

なし

### 【労働者災害補償保険法】

法改正

| 該当頁・箇所            | 改正前  | 改正後  |
|-------------------|--|--|
| p 243⑥ 問題文 5～6 行目 | が行う一定の作業、 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">A</span> 関係業務に係る一定の作業と並び、家内労働法第 2 条第 2 項の | が行う一定の作業、 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">A</span> 関係業務に係る一定の作業、日常生活を円滑に営むことができるようにするための必要な援助として行われる一定の作業と並び、家内労働法第 2 条第 2 項の |

### 【雇用保険法】

法改正

| 該当頁・箇所          | 改正前   | 改正後   |
|-----------------|-------|---|
| p 268⑫ 問題文 1 行目 | 速やかに、 | 当該被保険者に係る資格喪失の届出、転勤の届出などの雇用保険法施行規則第 14 条第 1 項各号に掲げる届出又は当該被保険者が当該事業主を経由して行う支給申請手続の際、 |

|                 |              |  |
|-----------------|--------------|--|
| p 268⑫ 解説文 1 行目 | (則 14 条) なお、 | (則 14 条) 被保険者の氏名変更の届出については、事業主が「速やかに」行うこととされていたが、平成 30 年 3 月 30 日施行の改正で、事業主が「当該被保険者に係る一定の届出又は当該被保険者が当該事業主を経由して行う支給申請手続きの際に」、併せて行えばよいこととされた。なお、 |
|-----------------|--------------|--|

**【労働保険の保険料の徴収等に関する法律】**

なし

**【労務管理その他の労働に関する一般常識】**

法改正

| 該当頁・箇所            | 改正前 | 改正後  |
|-------------------|-----|--|
| p 440③ 問題文の(1)の最後 | —   | <p>なお、精神障害者である短時間労働者（平成 35 年 3 月 31 日までに、一定の要件に該当する者に限る。）については、1 人雇用した場合に、1 人分の雇用として算定する特例が設けられている。</p>  |
| p 440③の解説の最後      | —   | <p>なお、精神障害者である短時間労働者を 1 人につき 1 人と算定する特例の要件は、次のとおり。</p> <p>●平成 35 年 3 月 31 日までに、次の要件に該当する者であること</p> <p>⇒その雇入れの日又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた日（一定の場合は判定の日）のいずれか遅い日から起算して 3 年を</p> |

|  |           |  |
|--|-----------|--|
|  |           | 経過するまでの間にある者（雇入れの日前3年以内に当該事業主の事業を退職した者を除く。）                                    |
| p 513 最初の必須の知識<br>②の表の「短時間労働者／精神障害者」の欄 | 0.5人とカウント | 0.5人とカウント <sup>②</sup><br>(表の下に)<br><sup>②</sup> 一定の精神障害者は、1人と算定（平成35年3月31日まで） |